

令和5年中における少年非行等の概況

生活安全部

◎ 非行少年等の状況

非行少年は1,375人で、前年同期比321人(30.5%)増加した。刑法犯少年は1,162人で283人(32.2%)増加、特別法犯少年は210人で35人(20.0%)増加した。

不良行為少年は12,543人で、前年同期比2,473人(24.6%)増加した。

刑法犯少年（犯罪少年）の再犯者率は28.0%で、前年同期比1.4ポイント減少した。

	非行少年								不良行為少年
	総数	刑法犯			特別法犯			ぐ犯少年	
		犯罪少年	触法少年	犯罪少年	触法少年				
5年	1,375	1,162	829	333	210	186	24	3	12,543
女子	262	227	147	80	33	28	5	2	3,125
4年	1,054	879	588	291	175	168	7		10,070
女子	219	189	123	66	30	30			2,638
増減 (%)	321 (30.5)	283 (32.2)	241 (41.0)	42 (14.4)	35 (20.0)	18 (10.7)	17 (242.9)	3	2,473 (24.6)

※ 犯罪少年 … 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

触法少年 … 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

ぐ犯少年 … 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

不良行為少年 … 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

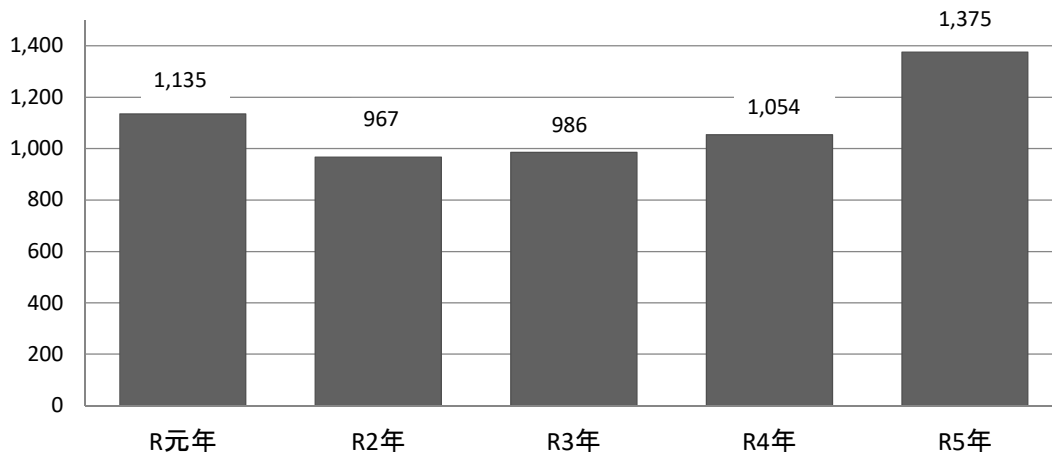
刑法犯 … 「刑法」に規定する罪（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。）並びに「暴力行為等処罰ニ関スル法律」及び「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」等に規定する罪をいう。

特別法犯 … 刑法犯、道路上の交通事故に係る刑法第211条に規定する罪及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに交通法令違反を除くすべての罪（条例に規定する罪を含む。）

過去5年間の非行少年の推移(12月末対比)

(令和元年～令和5年)

(人)



○ 不良行為少年の人員（行為別）

行為別では、喫煙が5,081人(40.5%)、深夜徘徊3,416人(27.2%)であった。

	不良行為少年						
	飲酒	喫煙	深夜徘徊	粗暴行為	不健全娯楽	その他	
5年	12,543	1,864	5,081	3,416	472	1,015	695
4年	10,070	1,299	3,711	2,996	459	1,005	600
増減	2,473	565	1,370	420	13	10	95
(%)	(24.6)	(43.5)	(36.9)	(14.0)	(2.8)	(1.0)	(15.8)

○ 刑法犯の検挙・補導人員（罪種別）

罪種別では、窃盗犯が607人（52.2%）で、このうち万引きが374人(61.6%)と最も多い。

	総数							
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯		知能犯	風俗犯	その他の刑法犯	
				うち万引き				
5年	1,162	29	285	607	374	24	39	178
4年	879	17	175	500	359	14	25	148
増減	283	12	110	107	15	10	14	30
(%)	(32.2)	(70.6)	(62.9)	(21.4)	(4.2)	(71.4)	(56.0)	(20.3)

○ 刑法犯の検挙・補導人員（学職別）

学職別では、高校生が398人（34.3%）、中学生が246人（21.2%）であった。

	総数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職少年	無職少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
5年	1,162	886	191	246	398	51	175	101	
4年	879	656	180	184	251	41	151	72	
増減	283	0	230	11	62	147	10	24	
(%)	(32.2)		(35.1)	(6.1)	(33.7)	(58.6)	(24.4)	(15.9)	

○ 特別法犯の検挙・補導人員（法令別）

法令別では、大麻取締法が60人（28.6%）と最も多い。

	総数							
	軽犯罪法	児童買春・児童ポルノ禁止法	育成条例	覚醒剤取締法	大麻取締法	風俗営業適正化法	その他の特別法	
5年	210	23	46	10	3	60		68
4年	175	8	43	14	4	44		62
増減	35	15	3	-4	-1	16	0	6
(%)	(20.0)	(187.5)	(7.0)	(-28.6)	(-25.0)	(36.4)		(9.7)

○薬物乱用少年（学職別）

薬物乱用少年は68人で、前年同期比20人（41.7％）増加した。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職少年	無職少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
5年	68	22	4	11	7		36	10	
4年	48	10	2	7	1		28	10	
増減 (%)	20 (41.7)	0 (120.0)	0 (100.0)	4 (57.1)	6 (600.0)		8 (28.6)	0 (0.0)	

※薬物乱用少年…大麻、覚醒剤、麻薬等を所持するなどして「大麻取締法」、「覚醒剤取締法」、「麻薬等取締法」、「毒物及び劇物取締法」で検挙又は補導された少年

◎少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の状況

○福祉犯の検挙人員（法令別）

福祉犯の検挙人員は224人で、前年同期比3人（1.3％）減少した。

	総 数							
	児童福祉法	労働基準法	売春防止法	風俗営業適正化法	児童買春・児童ポルノ禁止法	育成条例	その他	
5年	224	4	4	3	106	90	17	
4年	227	2	1	10	117	91	6	
増減 (%)	-3 (-1.3)	2 (100.0)	4 (100.0)	-1 (-100.0)	-7 (-70.0)	-11 (-9.4)	-1 (-1.1)	11 (183.3)

○福祉犯の被害少年（法令別）

福祉犯の被害少年は220人で、前年同期比35人（18.9％）増加した。

	総 数							
	児童福祉法	労働基準法	売春防止法	風俗営業適正化法	児童買春・児童ポルノ禁止法	育成条例	その他	
5年	220	4	3	2	6	95	84	26
4年	185	1	1	7	89	81	6	
増減 (%)	35 (18.9)	3 (300.0)	3 (100.0)	-1 (-14.3)	6 (6.7)	3 (3.7)	20 (333.3)	

○福祉犯の被害少年（学職別）

学職別では、高校生が110人（50.0％）、中学生が72人(32.7％)であった。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職少年	無職少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
5年	220	2	199	12	72	110	5	6	13
4年	185	160	9	51	100	13	12		
増減 (%)	35 (18.9)	2 (24.4)	39 (33.3)	3 (33.3)	21 (41.2)	10 (10.0)	5 (50.0)	-7 (-53.8)	1 (8.3)